平成２１年（フ）第７７４号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地５－１－130
債務者　北山富美子こと　古道富美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６６２号
埼玉県春日部市米島1127番地３
債務者　大門　　毅
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村信太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
茨城県水戸市笠原町159番地の３　山野コーポ２階Ｂ205号
債務者　小豆畑廣國
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　敏博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
岐阜県大垣市新町２丁目136、住民票上の住所岐阜県大垣市島里２丁目41番地５
債務者　日置　一彦
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　栄祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
岐阜県大垣市新町２丁目136、住民票上の住所岐阜県大垣市問屋町９番地２
債務者　日置　直人
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　栄祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３１６０号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘33棟212号
債務者　堰代　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　　斎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月30日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８２号
北海道砂川市東２条南４丁目１番19ー51号
債務者　本間　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
北海道赤平市桜木町４丁目12番地
債務者　鎌田　和栄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
山形県米沢市大字笹野200番地の40
債務者　手塚　広行
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２３４号
山形県東置賜郡川西町大字小松391番地
債務者　今野　貴之
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２３５号
山形県南陽市赤湯356番地の52
債務者　黒澤みち子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１号
山形県米沢市成島町２丁目２番88―46号、前住所山形県南陽市蒲生田1927番地の１
債務者　井上　孝志
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２号
山形県南陽市椚塚926番地２　援護寮ひだまりの家、住民票上の住所山形県長井市時庭41番地
債務者　山川　春男
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金890番地71
債務者　工藤　周平
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３６号
千葉県山武郡大網白里町大網458―９　ヤスダコーポ大網白里102、住民票上の住所千葉県成田市幸町403番地
債務者　山口くに子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４６３号
千葉県八街市八街に155番地２　市営住宅九十九路団地１－１－30号
債務者　田中　清美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４６５号
千葉県佐倉市王子台４丁目25番地16
債務者　田中佐知子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部